

第 5186 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 3月17日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 成年被後見人の財産を譲渡する場合の譲渡費用

Q：成年被後見人の財産を成年後見人が譲渡する場合に、家庭裁判所に売却許可申立する費用は、譲渡費用に該当しますでしょうか？

A：譲渡費用に該当します。

【解説】

さきごろ、国税庁に同様の事前照会があり、次のように回答しています。

所得税法では、譲渡所得の金額について、その年中の資産の譲渡による所得に係る総収入金額からその所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする旨を規定しています。そして、「資産の譲渡に要した費用」とは、「譲渡のために直接要した費用」及び「資産の譲渡価額を増加させるため当該譲渡に際して支出した費用」をいうものと定めています。ところで、成年後見人が成年被後見人所有の不動産を売却する場合には、その売却について家庭裁判所の許可を得なければならないこととされており、その許可は成年被後見人所有の不動産に関する処分行為の効力要件となりますので、家庭裁判所の許可なくしてなされた成年被後見人所有の居住用不動産の売却は無効なものとなります。

このことから、許可申立は、不動産を売却するために必要不可欠なものであるといえることから、許可申立の費用は、譲渡のために直接要した費用として取り扱って差し支えありません。

